

令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策
事業支援金（児童養護施設等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、原油価格・物価高騰に直面する事業者等を支援するため、第2条に定める交付対象となる施設等の設置主体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

（交付対象施設等）

第2条 この支援金の交付対象となる施設等は、中核市が所管する施設を除く県内の児童養護施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム及び里親とし、その設置主体である法人又は個人等（以下「事業者等」という。）に対して支援金を交付する。

（支援金の算定方法等）

第3条 支援金は、令和6年度における燃料費、電気料金、措置又は委託を受けた児童の食事等に要する飲食物及び食材購入費に対して交付するものとし、その金額の算定方法は、別表1に定めるとおりとする。

（申請書の様式等）

第4条 この要綱による支援金を受けようとする事業者等は、令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金（児童養護施設等分）交付申請書兼実績報告書（以下「様式第1号」という。）を別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ様式第1号に記載の添付書類を併せて提出するものとする。なお、支援金の実績報告書は、交付申請書と兼用するものとする。

（支援金の交付の決定等）

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに支援金の交付の決定をするとともに、支援金の額を確定し、当該申請者に令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金（児童養護施設等分）交付決定及び額の確定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定するものとする。

（支援金の交付の条件）

第6条 知事は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1） 支援金に関する書類を整理し、支援金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。
- （2） 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 支援金の交付の申請者は前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して10日以内であれば申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の取消し、又は変更をすることができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、知事はその全部または一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ、支援金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の条件に違反したとき。
- (2) 支援金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (3) 支援金の交付を受けるに当たり、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付に関するその他必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は 令和6年12月27日から施行する。

別表1 支援金の算定

対象施設種別	支援金額
児童養護施設	定員又は令和6年度暫定定員見込（※1） 1人あたり25,000円
母子生活支援施設	
児童自立生活援助事業所（※2）	
ファミリーホーム	定員1人あたり25,000円
里親（※3）	申請日時点で県から6か月以上委託を受けた児童1人あたり25,000円

（※1）別紙1～4により令和6年度暫定定員見込を算出することとする。

なお、算出の結果暫定定員の設定が不要となった場合は定員数を用いる。

（※2）児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅で児童自立生活援助事業を実施するものを除く。

（※3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅で児童自立生活援助事業を実施するものを含む。